

## 条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十四号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第四項に次のように加える。

ワ	全焦点三次元形状測定機	一時間	一、六二〇円
---	-------------	-----	--------

別表第一第一号の表第五項中アをサとし、ルからテまでをヲからアまでとし、又の次に次のように加える。

ル	電磁式・渦電流式膜厚計	一時間	一三〇円
---	-------------	-----	------

別表第一第一号の表第八項中ヨをタとし、トからカまでをチからヨまでとし、への次に次のように加える。

ト	振動試験機	一時間	二、一三〇円
---	-------	-----	--------

別表第一第一号の表第九項中ヨをタとし、ニからカまでをホからヨまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ	蛍光X線微小部分分析計	一時間	二六〇円
---	-------------	-----	------

別表第一第一号の表の備考に次のように加える。

四 振動試験機の利用について当該機器に附属する恒温恒湿槽を併せて利用する場合は、一時間当たり八四〇円を加算する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。